



BCJ-審査証明-67

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：鉄筋コンクリート防錆工法「リフリート工法 DS-HG仕様」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

鉄筋コンクリート構造物の耐久性を確保する上で、鋼材の防食は最も重要であり、従来より種々の方法が提案され実施されている。例えば、コンクリート中の鋼材を防食する方法の一つとして、コンクリート調合時に「鉄筋コンクリート用防せい剤」を混和し、それを打設する方法があるが、①防せい剤の使用量が多く効率的でないこと、②新規設備が必要であること、等からごく限られた場合にしか実施されていない。

このような状況を踏まえ、特別な設備を使わず、必要とされる部分に防錆剤を確実に付与する工法を開発し、しかも、仕上材を施工するための下地調整工事と同じ工程数にして建築工事の施工の合理化を図るとともに耐久性のある下地調整が可能な工法を確立し、普及を図る。

（開発の目標）

- (1) 発錆する恐れのある部分（鉄筋近傍のコンクリート中の塩化物イオン量が $1.8\text{kg}/\text{m}^3$ 以下の場合）のコンクリート表面に、 $200\text{g}/\text{m}^2$ 以上の量の浸透性防錆剤「DS-400」を塗布し、さらに「DS防錆ペースト」を平均 2mm 以上の厚さで塗り付けることによって、本工法を適用しない場合と比較して、鉄筋に対する防食性を向上させる。
- (2) 高圧水処理によってコンクリート表面を適切な状態に目荒しし、さらに、表面含水率を 8% 以下とすることによって、適用部分に確実に $200\text{g}/\text{m}^2$ 以上の量の浸透性防錆剤「DS-400」を塗布し、本工法を適用しない場合と比較して、鉄筋に対する防食性を向上させる。
- (3) 「DS防錆ペースト」を平均 2mm 以上の厚さで適用部分に塗り付けることによって、コンクリートの中酸化速度を本工法を適用しない場合の $1/2$ 以下とし、耐久性を向上させる。
- (4) 本工法で実施する「DS防錆ペースト」は、JIS A 6916-2006「建築用下地調整塗材」の「セメント系下地塗材 2種 C-2」の品質規格を満足し、各種仕上材が施工できる下地調整を可能とする。
- (5) 新築工事の仮設を利用して施工し、従来の下地調整工法と同じ工程数で実施する。
- (6) 本工法を適切に実施するために必要な施工体制及び標準施工マニュアルを完備する。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった鉄筋コンクリート防錆工法「リフリート工法 DS-HG仕様」の技術内容について下記のとおり証明する。

2005年3月13日
2010年3月13日（更新）
2015年3月13日（更新）
2020年1月21日（更新）

建設技術審査証明協議会会員



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 橋本 公博

記

1. 審査証明結果

本技術において、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 発錆する恐れのある部分（鉄筋近傍のコンクリート中の塩化物イオン量が $1.8\text{kg}/\text{m}^3$ 以下の場合）のコンクリート表面に、 $200\text{g}/\text{m}^2$ 以上の量の浸透性防錆剤「DS-400」を塗布し、さらに「DS防錆ペースト」を平均 2mm 以上の厚さで塗り付けることによって、本工法を適用しない場合と比較して、鉄筋に対する防食性を向上させることができるものと判断される。
- (2) 高圧水処理によってコンクリート表面を適切な状態に目荒しし、さらに、表面含水率を 8% 以下とすることによって、適用部分に確実に $200\text{g}/\text{m}^2$ 以上の量の浸透性防錆剤「DS-400」を塗布し、本工法を適用しない場合と比較して、鉄筋に対する防食性を向上させることができるものと判断される。
- (3) 「DS防錆ペースト」を平均 2mm 以上の厚さで適用部分に塗り付けることによって、コンクリートの中酸化速度を本工法を適用しない場合の $1/2$ 以下とし、耐久性を向上させることができるものと判断される。
- (4) 本工法で実施する「DS防錆ペースト」は、JIS A 6916-2006「建築用下地調整塗材」の「セメント系下地塗材 2種 C-2」の品質規格を満足し、各種仕上材が施工できる下地調整を可能とするものと判断される。
- (5) 新築工事の仮設を利用して施工し、従来の下地調整工法と同じ工程数で実施することができるものと判断される。
- (6) 本工法を適切に実施するために必要な施工体制及び標準施工マニュアルが完備されていると判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2025年3月12日

6. 審査証明の依頼者

太平洋マテリアル株式会社 住所 東京都北区田端六丁目1番1号 田端ASUKAタワー15階